

2022年4月

留学プログラム参加学生 各位

芝浦工業大学 国際部国際プログラム推進課

新型コロナウイルス感染症と海外旅行保険について

海外旅行保険では、プログラム参加のために自宅を出発した後に発症した疾病については、「治療・救援費用補償特約」で補償の対象となるため、今回の留学参加にあたり加入する大学指定の海外旅行保険では、新型コロナウイルス感染症に感染した場合においても他の疾病と同様に補償の対象となります。「治療・救援費用補償特約」の保険金額（補償の限度額）は無制限で加入をいただいております。

ただし、保険については、支払いの最終判断は保険会社となります。また、どの補償項目であっても必ず補償の対象外となる場合（保険金をお支払いしない主な場合）という約款の規定があるため、新型コロナウイルス感染症に関連した補償の可否について、いくつかの事例をQ&Aでまとめましたので、確認してください。

Q①：新型コロナウイルスのワクチン接種にかかる費用を負担した場合、保険金として支払われますか？

A①：いいえ、支払対象外です。「治療・救援費用補償特約」は、ケガや病気の結果として医師の治療を要した場合の医師の診察費などを補償します。ワクチン接種など、ケガや病気の予防のための処置に関する費用は対象外です。

Q②：新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の対応はどのようにしたらいいですか？

A②：咳や熱、味覚、嗅覚の異常が疑わしい症状がある場合は自身の判断で病院、薬局には行かず、滞在国での新型コロナウイルスに関するガイドライン等に基づき行動してください。また、保険会社に連絡をすることによって、その時点での新型コロナウイルスの受入可能な医療機関の検索や手配を行ないますが、状況次第ではベッド数の不足している可能性もあるため、早めに相談窓口（アイラック安心サポートデスク）に連絡してください。

Q③：新型コロナウイルスに感染したが、病院には入院できず、ホテルに隔離されることになった。この場合の宿泊費は海外旅行保険で補償されますか？

A③：新型コロナウイルスに感染した場合に、医師の診察を受け、医師の指示で入院ではなく宿泊施設等での隔離となった場合は、入院同様に宿泊施設の客室料や移動の交通費が、「治療・救援費用補償特約」で補償対象となります。

Q④：留学先への入国後または日本への帰国後、自主隔離をしなければならない待機期間があるのですが、この時にかかる宿泊費等は補償の対象になりますか？

A④：予定されていた隔離にかかる費用は、海外旅行保険では補償の対象となりません。また、予定されていなかった隔離であっても、「疾病を発症し医師の診察を受けた」ということでなければ、補償の対象となりません。

Q⑤：留学中に周囲で感染者が出たため濃厚接触者として宿泊施設等で隔離が必要になりました。宿泊費等の自己負担が発生した場合は補償の対象になりますか？

A⑤：濃厚接触者ということだけでは補償の対象となりません。結果として医師の診断により陽性が判明した場合は「治療・救援費用」での補償の対象となります。

Q⑥：留学から帰国する前に留学先国がロックダウンとなり予定していた帰国便に搭乗できなくなった。この場合帰国便の航空券の変更費用または再購入費用は補償の対象となりますか？

A⑥：外国の出入国規制や感染症による隔離が発出された場合でも、ご自身が罹患されていない場合は、補償の対象となりません。ただし、保険期間が3か月以内のプログラムでは、「旅行中断費用補償特約」で補償の対象となります。

Q⑦：帰国間際に新型コロナウイルスに感染したため、帰国できなくなった。この場合、治療費、入院費以外の延長滞在費や航空券の再購入費用は補償の対象となりますか？

A⑦：新型コロナウイルスに感染して入院（宿泊施設等での療養を含む）した場合は、治療費、入院費のほか退院後日本に直接帰国するための宿泊費や航空券の再購入費用（帰国便の変更手数料を含む）等が「治療・救援費用補償特約」で補償の対象となります。

これらの他にも想定されるいろいろな事例があると思いますが、不明な点や確認したいことがありましたら、海外旅行保険の代理店のイーコールズ㈱に相談してください。

本件に関する問い合わせ先：

イーコールズ株式会社／TEL：03-5614-0506

E-MAIL：kanyu@e-calls.co.jp

営業時間：10:00-17:00（土日祝日休）